

# 台湾の「海女」と海藻漁をめぐって

## 論評:『台湾の「海女(ハイルー)」に関する民族誌的研究

### —東アジア・環太平洋地域の海女研究構築を目指して—

塚本明・堀内義隆・立川陽仁

#### はじめに

2022年3月に神奈川大学国際常民文化研究機構の「国際常民文化研究叢書」第15巻として刊行された『台湾の「海女(ハイルー)」に関する民族誌的研究—東アジア・環太平洋地域の海女研究構築を目指して—』(以下、「報告書」と略記する)は、研究代表者の社会人類学を専門とする藤川美代子氏、新垣夢乃氏(民俗学)、齋藤典子氏(社会人類学)を中心に、アドバイザーとして安室知氏(民俗学)を迎えた計4名の日本側メンバーに、台湾側の研究者5名を加えて行われた共同研究の成果報告書である。国際常民文化研究機構の公募、第2期共同研究(一般)「1. 海域・海民史の研究」に採択され、2018年4月から2022年3月までの間に実施された。「報告書」は「民族誌篇」として論考11編を収め、特別寄稿、調査地の訪問記、「写真篇」など、全体で319頁にも及ぶ。台湾東北角をフィールドに、海藻漁を営む女性を主な対象とした民俗調査を基盤としつつ、「海女」とは何か、その成立過程、漁民の分類・規定、現代につながる漁業権についてなど多くの重要な問題提起を含み、台湾・沖縄の文献資料や写真も豊富に記録する充実した研究成果である。

塚本は2022年4月から「19世紀以降の東アジア世界における海藻の生産・流通・消費に関する総合研究」と題する学際的総合研究を、20名ほどの仲間とともに科学研究費(基盤A)を得て開始した(以下、「海藻科研」と略記する)。「海藻科研」にとって本報告書は、台湾で19世紀末以降に成立した潜水テングサ漁についての示唆に富む成果物であり、論点を共有するために、執筆者側にも出席をお願いして、研究会を開催することにした。藤川美代子氏、齋藤典子氏も「海藻科研」に参画頂いているが、2023年1月21日に三重大学人文学部で開催した研究会では新垣夢乃氏にも出席頂き、質疑応答、討論を行った。塚本は海女研究、海藻研究の見地から全体を論評し、加えて台湾近代経済史研究の立場から堀内義隆氏、文化人類学の立場から立川陽仁氏がコメントを述べ、それに対するリプライを得、質疑応答・討論を行った。成稿に際して塚本の論評は書評形式に書き改め、堀内、立川両氏のコメント、リプライ、質疑応答・討論は適宜要約し、また加筆頂いた。

## 一、「報告書」の構成と成果

### 1、構成

「報告書」の構成は、以下の通りである。なお、訳者名や訪問記は一部省略している。また、便宜的に「民族誌篇」「特別寄稿」については各論の末尾に丸数字を補い、論評中では「藤川②」などと表記させて頂く。以下、適宜敬称は省略する。

「刊行によせて」(安室知)

「共同研究の経緯」(藤川美代子)

[民族誌篇]

藤川美代子「序」①

藤川美代子「台湾の『海女』とは誰なのか」②

新垣夢乃「何が台湾の『海女』を沖へと押し出したのか？

ー日本統治期初期のテングサ資源をめぐる葛藤と新秩序の形成からー」③

許翠庭「台湾・東北角における海藻の民俗分類と自然環境に対する人々の認識」④

齋藤典子「台湾・東北角の海人(アマ)の漁撈行動と海洋資源をめぐる考察

ー台・日・韓の潜水採藻漁における漁場利用と漁場政策の対照比較ー」⑤

許焜山「台湾東北角の海女が採集する海藻と貝の種類と採集方法」⑥

許焜山・沈得隆「台湾東北角の海女が用いる海藻採集のための装備と道具」⑦

沈得隆「海藻を加工する」⑧

藍紹芸・許翠庭「海藻の食べ方と調理方法」⑨

藤川美代子「『よい石花菜』とは何か

ー台湾東北角における Gelidiaceae の採集・加工・売買をめぐる民族誌的研究」⑩

齋藤典子「台湾東北角に住む一人の海女と男性採藻漁民家族のオーラルヒストリー」

⑪

[特別寄稿]

安室知「『海女』の誕生ー漁村における女性労働の視点からー」⑫

『『東北風』再録]

(沈得隆、許焜山による伊豆・沖縄を含む各地へのフィールドワークの訪問記)

[写真篇]

新垣夢乃・藤川美代子「台湾東北角の石花菜採集をとりまく人々と調査風景」

[附録]

新垣夢乃・藤川美代子「記録映像『去海掌東西の人～台湾東北角の「海女(ハイルー)」とテングサ漁～』

「共同研究の活動記録」

これに加えて、現地の映像作家の協力を得、海女たちが海中で行う海藻漁の様子を撮影・記録し、残したという。わずか4年間、しかも新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延という事態により調査活動が制限されるなか、これだけの成果をまとめられたエネルギーには、驚きを禁じ得ない。まずは、心からの敬意を表する次第である。

本共同研究の契機は、2015年に藤川、新垣両氏が、16年には齋藤氏が行った台湾の現地調査において、従来「日本と韓国にしか居ないとされていた」海女＝女性の潜水漁を見出したことである。農本主義的伝統の根強い漢族研究では海を生業の場とする人々の存在自体が等閑視されてきたことに加え、東アジア研究の文脈でも「海女といえば日本か韓国」という先入観もあって、これまで見落とされてきた「台湾の海女」の〈発見〉と歴史的背景の分析、漁撈・流通、そして消費の実態調査が、本共同研究の中核的な価値と言えよう。

藤川氏は「共同研究の経緯」や「序」などにおいて、台湾の海女が「透明人間化」してきた要因として、これまでの民俗学や近年のマスコミ報道などが日本と韓国の海女だけを特別視してきたことをあげ、秋道智彌氏や安室知氏の議論を受け、潜水せずに海岸・潮間帯で魚介・海藻を採集する男女漁民や、潜水漁を営む男性漁民を含む「男女の別を問わず、環太平洋島嶼部の漁民との共通性という広がりの方に目を向ける姿勢が必要」(秋道『海人の民族学』1988年)を説く。この姿勢は、共同研究メンバーに共有されている。

## 2、各論考の概要

台湾の海女が可視化されてこなかったのは、当の台湾の女性潜水漁者が自らを「海女」と認識していないことにも要因があったようだ。博物館の展示やメディア、また販売戦略として「海女」の語が使われる一方で、技能の未熟さ、専業ではないことなどを理由に「私は海女ではない」という発言に戸惑いつつ、「海女」という「奇妙な」呼称の正体を探るために、地元新聞『台湾日日新報』の関係記事を検討したのが「藤川②」である。台湾の海女漁は日本統治期に沖縄漁民が社寮島の人々に伝えたのが始まりだとされるが、この時期の新聞資料に登場する「海女」はすべて日本と濟州島の海女であり、台湾の女性たちを指す言葉としては使われていない。藤川氏は、これが現在の台湾女性潜水業者の自己認識にも影響を与えているのではないかと推測する。なお日本と濟州島の海女についても、台湾での潜水漁に関する記事ではなく、主に台湾で開催された博覧会の海女館で志摩海女が働く様子と、その故郷の民俗習慣を紹介したものである。記事の情報源や信憑性が気になるが、これまで知られていなかった近代の志摩海女についての貴重な情報を含む。

沖縄漁民が技術を伝えたこととされる台湾の海女の成立過程を、新聞資料に加えて台湾の統計資料、また沖縄側の資料と合わせ検討したのが「新垣③」である。台湾の漢族、先住民と沖縄漁民、そして台湾と日本(内地)の商人らそれぞれの動き、地方行政府たる基隆庁の政策を含めて論じた労作である。「藤川②」もそうだが、関連する新聞記事をまるごと紹介し、様々な観点から検討する素材が提供されているのは、大変ありがたい。

19世紀以降の寒天の国際商品化を背景に、台湾では1890年代には沖縄漁民によるテングサ漁が始まり、1899年には社寮島で沖縄人集落が形成され、水中眼鏡などの道具・技術も台湾に伝播した。だが、従来の慣習を破り海を荒らし乱獲の傾向にある沖縄漁民と、「庄」(地域共同体)を基盤に地先漁業を営む地元住民との間で紛争が生じたため、基隆庁はこれを防止し、テングサの蕃殖を図る目的で1902年に漁を出願制にし、漁区や採取期間を定めた。この過程で日本商人(仲買人)は、台湾の商人を介さず直接沖縄漁民からテングサを購入するようになる。沖縄漁民の潜水技術は圧倒的で、台湾漁民は「呆然」としてそれを見ていた。漁撈技能に優れた沖縄漁民と日本商人の参入により、台湾商人、そしてそれまで「庄」の漁場を優先的に利用してきた台湾の「老幼婦女子」の地位は低下してしまう。そうした状況下で、沖縄漁民の潜水・漁撈技能を学ぶことにより「台湾の海女(ハイルー)」が誕生したのだ、と推測する。

台湾側の研究者の参画が本共同研究を一層実りあるものになっているが、国立台湾大学大学院生・許翠庭の論考(「許④」)は、海藻漁を小規模伝統的採集と大規模商業的採集に区分し、閩南人(漢族)と移住してきたアミ族との伝統的な生態学的知識の交差、特に利用する海藻の種類と習慣が大きく異なるなどの指摘を加える。また、地域毎に記録された海藻の民俗名称が中国語と学名で一覧表にまとめられ、国際比較を行う上で有益である。

漁民が出稼ぎに赴く場合、一番の問題は漁場の権利である。日本では海沿いの村共同体が持つ独占的な地先漁業権が近代以降にも基本的に受け継がれ、朝鮮半島でも漁村契が漁場の権利を強固に保持している。外部の者が漁場に参入する場合、漁業権の一部を買い取るか、権利を持つ者に雇われるなどの形を取り、さもなければ紛争が生じることになる。

日本統治下に沖縄漁民が進出した際、現地の漁業権とはいかなる関係にあったのだろうか。フィールドワーク時の参与観察と聞き書きから、台湾の漁業権・漁場認識の特質を論じ

たのが「齋藤⑤」である。台湾の漁場の特質を端的に表現すれば、それは「誰もが自由に利用できるオープンアクセスの海」であり、誰がどこに行っても何を採っても構わないとの漁場認識である。もちろん現代の台湾には漁業法が存在するのだが、漁区も漁期もほぼ無視された形であり、特に採藻漁は漁業権の枠組みに含まれないという認識が一般的なようだ。その背景のひとつに、民族問題がある。閩南漁民(漢族)にとっての「漁場」は眼前の地先の海であり、他から越境してくることを許す人は少ない。一方で先住民たるアミ族らにとっては、先祖伝来の土地付きの海を追われた後、彼らは漁場を求めて移動する生活に入る。政府が民族間の融和政策を奨めるなか、こうした先住民の漁撈行為を拒否できない現実がある。日本統治下の1920年代には、海藻漁を行うために基隆庁の「許可証」が必要だったとの思い出話は伝わっているものの、現在は全く不要だと考えられている。齋藤氏は地先漁業権が強固に守られている日本の下田市須崎の事例を比較対象として紹介しつつ、海洋資源保護のために共同漁業権漁場の意義を主張する。この点では「新垣③」が注(36)において、基隆庁が導入を図った漁場制度は、資源を管理する上で非常に先進的かつ有効なものであったとする評価とも連動している。

以下、「許⑥」、「許・沈⑦」、「沈⑧」、「藍・許⑨」は、台湾の海藻漁について、種類と採集時期、販売先から漁の装備と道具、加工(下処理)の様子や調理法などを、台湾側の研究者により網羅的にまとめられた写真入りの報告である。台湾の家庭料理のなかで、海藻がスープ、和え物、餃子・ワンタンの具などに使われてきたことを紹介する「藍・許⑨」など、興味深い。伝統的に、海藻が様々に利用されてきたことを思わせる。

「藤川⑩」は、海女漁の主たる獲物である石花菜(テングサ)がどのように加工・売買されるのかを、採集者・採集方法と関連させつつ新北市の2地区を事例に民族誌的に描写したものの。石花菜採集の技術をインストラクターや原住民らに教え、多様な取引先を持ち、現在の東北角における石花菜業界を左右する地位にあるダイビング・ショップ経営者、石花菜の売り上げ増加を狙い、その効能を謳うチラシを作成し、あるいはネット販売で工夫を凝らす女性や男性たちが取り上げられる。台湾の石花菜の価格決定システムは、共販と入札に基づく日本とは異なり、台湾では同一品種は同一卸売り価格という原則に基づき産地で販売価格を決定する。そのなかで販売者側の自由な戦略の余地があり、「良い石花菜とは何か」という「語り」が役割を果たす。

民族誌篇最後の「齋藤⑪」は、東北角の男女漁民家族のオーラルヒストリー調査の成果で、生計維持の方法と実践を中心とした採藻漁民の個人労働史、また家族への思いを描く。漁民らの信仰も窺うことができる。

これらに加え「特別寄稿」として、「安室⑫」が記載されている。海女のみを過度に強調する研究動向を批判的に整理し、「イソドリ」(磯物採取)のような採集行為の連続性のなかで潜水漁を捉えることを提唱する。そして横須賀市佐島でのフィールド調査をもとに、男女の別なく漁法的に未分化な状態であった磯物採取が、明治前期に漁業権などの社会制度が整備されていくなかで、金銭収入目的の男によるイソモグリと、女が担う自家消費の採集活動とに分化するのだ、と説く。

以上の通り本報告書は、台湾のテングサを中心とする海藻漁について、その成立の歴史過程、漁業をめぐる制度と実態、流通を担う商人の活動、そして加工と消費に至るまでを丸

ごと明らかにしたものである。日本の海藻漁が盛んな地においても同様の試みは管見の限り見られず、「海藻」研究の上での意義は非常に大きいことは間違いない。だが、その価値をさらに正確に位置付けるためにも、以下、海女という概念、台湾への潜水テングサ漁の伝播、漁業の実態と漁業権、海藻の食文化の4点について、論点を提示してみたい。

## 二、「海女」のとらえ方をめぐって

### 1、「日本と韓国にのみ存在」という言説

本共同研究の契機であり、また核となるのは、「台湾の海女(ハイルー)」という存在の〈発見〉である。彼女らが不可視化されてきた要因として藤川氏は、農業中心の漢族研究で漁業者が等閑視されたことに加え、東アジア研究のなかでも「海女といえば日本か韓国」という先入観があったことを問題視する。この批判は、報告書全体を貫いている。

「日本と韓国」に特有という見解への批判は、過去の民俗学研究に加え近年のメディア、それに影響を及ぼした、ユネスコの無形文化遺産登録を目指した運動にも向けられている。塚本はこの10数年間、鳥羽市の海の博物館を拠点とした鳥羽・志摩の海女文化振興の活動に参画してきており、御批判に応える責務があろう。

まず確認しておきたいことは、私たちは「日本と韓国」ではなく、「日本列島各地と濟州島」という捉え方をしてきた。当初は濟州道からの働き掛けで、濟州島及び日本各地の海女を共同でユネスコに申請する構想があり、両国の地域的な差異よりも共通性を意識的に宣伝したため、「無個性化」という誤解を招いた点は、反省しなければならないだろう。だが、日韓交流や日本列島内で活躍する海女が集まる「海女サミット」という企画のなかで、地域による個性はむしろ強く意識することになったし、例えば釜山周辺の海女など、日本列島と濟州島以外の「女性潜水漁」の存在にも、興味と関心を抱いていた。国家間の問題にせず、国を越えた地域間連携にしたいとも考えた。「台湾の海女」の〈発見〉には、称賛と歓迎の思いを抱くのみであり、これまで「見えているもの」を「見ようとする」姿勢を取っていたわけでは決してない。東アジアで女性の素潜り漁は日本と韓国以外にもあるという情報は得ており、その可能性も意識していた(それは台湾ではなかったが)。

ただ、ユネスコの無形文化遺産申請に、韓国では濟州島の海女のみを対象とし、釜山周辺など朝鮮半島の東南岸に広がる海女漁を取り上げなかったことには理由があろう。それは、伝統的社会のなかで育まれた地域固有の生業と、近代以降のグローバル化した経済(特に侵略性を伴った進出)の影響で新たに成立した生業とは、文化財評価としては区別されるべきだと考えるからである。「台湾の海女」は、朝鮮半島東南岸などに広がった海女と同様に、19世紀以降のテングサを中心とする海藻・海産物需要の急増に伴い、日本漁民が各地へ出漁した影響で成立したものと理解している。私は厳密に表現する際には、「歴史伝統的には日本列島各地と濟州島にしか存在しない海女文化」という書き方をしている。

海女漁、海女文化の指し示すものは、女性が潜水して海中の漁獲物を得るというだけではない。共同体の漁場資源を維持するための自己規制、それに伴う信仰や習慣・習俗、男女協働のあり方、他の生業との組み合わせ、外部との関係―志摩海女の事例では、古代律令国家や近世の参宮文化との関わりなど―、それらの総体を「海女文化」として評価しているのだ。自らの身体を海のなかに丸ごと沈めることで得られる自然界の知識、知恵をも含む。潜って魚介物を採りさえすれば海女文化の継承者だという理解は、持っていない。

そして、文化資産としての評価を目指した運動は、一種の物珍しいモノとして海女を特異化し、浮ついた商業主義的感覚で利用したり、箔を付けて榮譽を得ることを目指したのでは断じてない。鳥羽・志摩の海女たちは、ほんの十数年前までは3K仕事として自らを卑下し、性的関心を含め好奇の視線が注がれることも少なくなかった。カメラを持った調査者の到来に反発し、「見世物じゃねえ！」と叫んで潮水を掛けたなどという話もよく聞いた。この地で潜水漁を営む女性たちが、自らを海女であると誇りを持って名乗れるようになったのは、ごく最近のことなのである。私たちの活動は、まず彼女たちの誇りを取り戻すことが目的であった。これは、「女性が明るく元気に暮らしていけなければ、漁村の成り立ちは叶わない」(石原義剛)との考えに基づいている。漁村の女性を勇気付け、漁村と漁業を守るための取り組みであり、ユネスコの無形文化遺産登録を掲げたのは、そのための道具立てに過ぎなかった。「日本と韓国(济州島)にしか存在しない」という言説への批判は基本的に正当なものだろうが、過去の民俗学はともかく、近年の文化財評価を求めた運動にはこうした事情があったことも、ご理解頂きたいと願う。

## 2、「海女」という語

「藤川②」では、台湾の女性潜水漁業者が「海女」を自称しないことを問題として設定している。しかし鳥羽・志摩の「海女」たちも、少し前までは同様であったと言えるだろう。海的女と書く「海女」表記は、管見の限り明治 20 年代頃になって水産関係の書物、雑誌に出現し、明治 30 年代には新聞記事でも、従来の「蜃女」や「海婦」などに代わり「海女」の表記が一般化していく。ちなみに江戸時代前期に刊行された博物書、貝原益軒著『大和本草』には「海女」の項があるが、女性の素潜りではなく人魚を示す語として説明されている。「海女」の語が明治中期以降に使われるようになるのは、恐らく同時期に見世物小屋など都市社会で海女が見物の対象となっていくことが影響しているのだろう。

だが、近代に入るまでは男女関係なく「アマ」と呼ばれ、区別はないという理解は誤りである。8世紀頃には既に海中に潜るのは女性だとの認識が広がっていたし、江戸時代の在地文書でも、男とは区別した形で「蜃」など女性潜水漁を特定する表記がされている。

何をもち「海女」と規定するのかは、確かに容易なことではない。従事時間や技術の程度、仕事のサイクルに占める潜水漁の比重などにより、そして「専業」ではないことを理由に海女を自称しないという事例は、各地での海女の所在調査などでも何度か経験した。さらに言えば、鳥羽・志摩の誇り高き海女たちはアワビを採ってこそ「本海女(ほんあま)」であり、サザエやウニ、ナマコなど獲物を「拾うだけ」の存在を「ニセ海女」として見下す(あるいは卑下する)ことも珍しくない。そして、現在は資源保護のため漁期が厳しく制限されることもあって、年に十数日しか潜水漁が認められていない海女漁村もある。

私たちの採る海女の定義は、従事日数や漁獲物に関係なく「素潜り漁を行う女性」を指す。器械を用いることは認められず、素潜りで「頭を水面下に付けること」(体全体を海面下に沈める)が条件にもなる。肝心なことは、海女は身分でも職業でもなく、一つの仕事だという点である。ゆえに年に数日でも潜水漁を行えば、海女と呼ぶことができる。

ただし、自家消費のみではなく漁獲物を「出荷」(貨幣化)することの有無は、区分されるべきであろう。「出荷」は漁協を通して行われるから、一般には漁業権を有することが目安ともなる。つまり厳密には、素潜りで漁獲する技能を持ち、獲物を出荷して対価を得る女性、と

なろうか。

前近代において、鳥羽・志摩や伊豆では海女漁の漁獲物は遠隔地商人との取引対象となり、また漁獲に対して運上金などが課され、領主の収奪対象ともなっていた。自家消費用の取得とは異なる社会的な位置づけを持っていたことは明らかである。家庭菜園や趣味としての釣りは、たとえその成果が家内部での食料となっても「仕事」とは言えない。家庭の主婦の調理と飲食店の料理人の仕事とは、料理の質ではなく、その社会との関わりにおいて区別される。現代の社会問題にここで関説する意図はないのだが、この区分を無視した議論は、むしろ女性を家庭に封じ込める力学につながりかねないのではないだろうか。

技術的な評価の面でも、安室知氏の特別寄稿(安室⑫)に表れ、研究グループにも共有されているように思われる海女のとらえ方は、私たちとは大きく異なるようだ。海岸での磯物採集と潜水漁との一定の連続性は理解できるのだが、習得すべき技術、社会のなかでの役割、そして歴史的な認識の面でも、それを同一視するのは無理があるだろう。端的に言えば、海岸で海藻を拾うことは私でも幼児でも何の訓練もなくできるが、海に潜って魚貝を採ることは、とても叶わない。鳥羽・志摩の誇り高き海女達が長年の経験で獲得した熟練の技術を私たちは記録し、文化的評価を付与してきた。特に前近代においては、海に潜ることはおろか泳ぐことも漁民たち一般が持つ技能ではなく、だからこそ海底に沈んだものの探索に遠くから海女が動員されることもあった。この海女の技術を採集活動と同じカテゴリーで括るのであれば、採集と漁撈と区分する基準が分からないし、そもそも漁撈行為にどのような分類が存在するのか、という疑問を持つ。

ただし安室論文は、律令国家や参宮文化、また大名ら領主層との関わりをのなかで古くから営まれてきた志摩や能登などの地と異なり、海女漁として未分化だった地での事例として興味深いし、磯物採集行為を正当に意味づけるべきとの主張には基本的に賛同する。

### 3、地域性とジェンダー

本報告書では秋道氏らの議論に依りつつ、海女だけを特別視する見解を批判し、女性の潜水漁を「環太平洋島嶼部に共通する漁撈形態として、男女区別なく位置づけるべきだ」との主張を再三掲げている。確かに、そうした観点も有効かもしれない(率直に言って、その有効性はまだ明示されてはいないように感じるのだが)。だが、それだけでは重要な問題を見落とすのではないか。例えば、環太平洋島嶼部に女性の素潜り漁がなぜ存在しないのか、という疑問に答えられないだろう。グローバルな普遍性の追究とローカル固有の特性の解明は二者択一ではないはずで、環太平洋島嶼部に共通する面とともに、日本列島や済州島に固有の特質、すなわち女性による素潜り漁である点をも問題にすべきではなからうか。すなわち、社会的な男女分業の観点である。

私は、海女とは、女性が宗教や道徳観などにより家庭の内側に封じ込められることなく自然界で営むなりわいであり、そこに世界のなかで固有の生業文化としての意義を見出し、評価する立場にたつ。女性が屋外で半ば肌を晒して働くことについて、日本では儒教道徳や騎士道、イスラム教などの観念により妨げられることはなかった。

そして、日本の海女漁は女性のみで行われるものではなく、フナドという最も発達した形態に象徴されるように、男女協働型で営まれる点も重要である。これは、アワビ漁のみならず海藻漁でも同じである。一方、済州島は朝鮮半島から一定の差別を受けてきた歴史を持ち、

それゆえに海女漁が存在し、またそれに男漁民が関与することは基本的にない。

こうした観点に立つと、19世紀以降に女性の潜水漁が朝鮮半島沿岸や台湾などへ地域的な広がりを持つ時、生業の場としての海で、また家庭内の仕事を含め、男女の分業形態と、女性に対する従来の宗教・道徳観がどのように変容したのかという問題も、はじめて意識化される。本報告書が、台湾における海藻漁で「海女(ハイルー)」と共に潜水漁を営んだはずの男漁民の存在形態、またその「海女(ハイルー)」との関係にさほど考慮が払われておらず、男女の分業・協業のあり方が必ずしも明確ではない点を惜しく思うのだが、それはジェンダー論の視点が欠けていたためではなかろうか。本研究の目標の一つとして「漢族研究の文脈で台湾の海女民俗を捉えるための視座を獲得すること」が掲げられているが、漢族女性の素潜り漁参入に儒教道徳的観念による支障がなかったのか、という観点からの追究を、ぜひ加えて頂きたいと願っている。

なぜ女性が潜るのかという古くからある問いにも、関説しておきたい。「藤川②」では、寒さへの耐性という理由が否定されて久しいと一蹴しているが、寒冷地での男性素潜りの存在は、同一地域で主として女性が潜水すること、また男女分業のあり方を説明するものではない。志摩半島では1960年代以降、ウエットスーツが普及するとともに男女で耐寒力の違いが薄れ、その結果、男海士が増加したという事実もある。

それ以上に重要なのが、社会的分業の観点である。ウエットスーツの普及以前に潜水漁は、長時間従事できる仕事ではなく、一日に1、2時間程度の漁であった。また一般の漁業以上に海の状態に左右され、出漁できる日が限られる。ゆえに、男の「専業」としてではなく、女性が家事・育児、畑仕事や小規模な加工・販売など様々な仕事に従事しながら、それらとの組み合わせの一つとして行ってきたのが「海女漁」であった。それのみで家計が決定的になるわけではないから、無理をする必要もない。資源管理も行い易く、結果として持続可能な漁業形態にもなる。近年、鳥羽志摩の地でも増加している男海士が、生活が掛かっているがために、乱獲や無理な働き方になる傾向が危惧されると対照的である。

海女があげる収益は、家庭内の「補助的収入」の一つであった。そして漁村女性は「補助的収入」をいくつも持っていた。この点で「安室⑩」において男漁民を「スペシャリスト」、漁村女性を「ジェネラリスト」としてとらえる視点は、全く賛同する。

「補助的収入」であった海女漁は、19世紀以降のテングサバブルの時期に飛躍的に収入が高まることになった。その頃に行われた民俗調査や報道により、海女の経済生産力の高さが過剰なまでに強調され、そしてそれがあたかも海女の歴史伝統的なものであるかのような誤解を招いた。もちろんこれは当時の民俗調査に責があるのではなく、後代の私たちがその成果をどう受け止めるかという問題であったらう。

### 三、台湾への潜水テングサ漁伝播について

次に、潜水によるテングサ漁が台湾へ伝播した経緯、つまり「台湾の海女(ハイルー)」の成立過程について考えたい。「新垣③」は、日本統治下に沖縄漁民が台湾に進出した経緯を、日本、台湾商人の動きを含め、台湾、沖縄の様々な史料を用いて検討した労作である。「沖縄の人が台湾に潜水漁の技術を伝えた」という言説は、大枠で間違いなさそうだ。だが「何が沖縄漁民を台湾の海へ押し出したのか」、という問いが必要であるように思う。また、新垣、藤川両氏とも問題にしているように、沖縄の「男」が、台湾の「女」に潜水技術を伝えたのか否

か、という問題もなお残っている。

## 1、漁民の進出と商人

まず前提として、沖縄漁民が進出する以前に、台湾でテングサを採取し利用することがあったのかを検討したい。当時の台湾においてテングサは「未利用」の食材であったのか、それとも「低利用」に止まっていただけなのか、という問題である。

私は、基本的に「未利用」であったと推測する。台湾側の研究者たちが論考④、⑥～⑨で示しているように、台湾での海藻利用は意外なほど幅広い。だが、スープや炒め物などに海藻をそのまま調理するのと、乾燥させ煮出して、ゼリー状に固まったものを食べるテングサの利用法とは質が異なる。トコロテンは中国起源とされるものの、本草書レベルの記載はともかく、社会全体で消費されていたものではなかろう。また「藍・許⑨」などが指摘するように、台湾ではテングサを茹でて煮溶かし固めた「石花凍」、すなわち日本のトコロテンに当たるものを、しばしば寒天と混同すると言う。日本統治下にテングサを利用する文化が伝わってはじめて、この海藻を意識するようになった表れではなかろうか。加えて「藤川②」のなかで紹介されているように、(根拠は示されていないが)王静娥氏は「かつて、台湾人は石花菜を食さなかった」とし、日本統治下で日本人により石花菜採集が伝わったことを指摘している。1907年に「寒天草仲買組合」が設立された際、乾燥場と倉庫を設置する必要があったとされ(「新垣③」)、テングサの漁と干し、保管する工程が必ずしも漁村で完結していないことも、伝統的利用ではなかったことを思わせる。

私自身が独自に関連資料にあたっている訳ではなく、「報告書」で示された情報のみでの判断ではあるのだが、以上の点から日本による台湾統治以前には、現地でテングサ漁は基本的に存在していなかった可能性が高いと考える。

沖縄では八重山を除きテングサは生育せず、当然その漁も存在しない。そうなるとテングサ漁の経験のない男漁民が、生育していても利用価値の認識がない地域の女に、潜水によるテングサ漁を伝えたことになる。これは、相当にハードルが高い想定ではあるまいか。

新垣氏は、沖縄漁民が台湾のテングサ漁に進出することにより、日本の仲買人は台湾商人(仲買人)経由という形を脱して直接テングサを集荷できるようになったとしており、日本側の進出以前にテングサ漁の存在を想定しているようだ。また、1890年代以降の沖縄漁民の定住化も、彼ら独自の動きとして描いているように感じる。

だが、そのようなことがありうるだろうか。漁業は一般に、販売先と運搬・流通手段を確保してこそ成り立つ生業である。志摩海女は、19世紀以降に国内外へ活発に出稼ぎに赴くが、いずれも商人資本との何らかのつながりを持った上での行動であった。ましてや、テングサは当時、日本に移出し、寒天に加工されることにより、はじめて商品化(価値化)する産物であったのだ。大量の海藻を運搬する手段も、不可欠である。具体的に論証する史料は見出せていないのだが、国際的商品としての価値が高騰していたテングサを求める日本商人の主導により、潜水漁の技術を持つ沖縄漁民らが台湾に進出した、と考えるのが自然ではないかと思う。ただし、新垣論文の資料2、3に紹介される新聞記事の内容が事実だとすれば、まず日本商人が台湾に訪れ、台湾の商人、漁民に働き掛けてテングサ漁が始まり、その効率の悪さから沖縄漁民が招かれた、といった経緯を取ったのかもしれない。

テングサ漁に必要なものは、単に潜る技術だけではない。アワビとは違い海藻は、とりあえ

ず潜れさえすれば、採集自体はさほど困難ではないだろう。だがテングサについては、水揚げ後に白色化するまで天日で乾燥させ、種類ごとに仕分けして不純物を取り除く作業（「沈⑦」に紹介されるような下処理・加工工程）が重要で、それが価格を大きく左右する。そうした知識は、テングサ漁の経験者かそれを扱う商人によって伝えられるしかない。明治後期から朝鮮海周辺を舞台に海産物を求めて活発に行き来していた日本商人は、当然に商品に関する知識は豊富に持ち合わせていたし、志摩海女らを率いて出漁しても居た。その活動は済州島や朝鮮半島沿岸、そして八重山諸島まで及んでいたとされる。

明治 38(1905)年 9 月の『大日本水産会報』No.277 には、「台湾の石花菜採取状況」として基隆、宜蘭両庁管内沿岸での状況が紹介されている。基隆庁内では総数 620 人の石花菜漁出願者があり、土人(台湾人)435 名、琉球人 108 名、内地人 77 名が 25 万斤を採取したこと、また宜蘭庁下ではまだ十分に石花菜漁が展開していないが、本年は和歌山県から 6 名が来て4万斤余を採取したとしている。この時期に台湾へ出漁したのは、琉球人だけではなかったのだ。私は、八重山で出稼ぎ漁を営んでいた志摩海女が、さらに商人に連れられ台湾に赴き、海女漁を伝えた可能性も、捨てきれないでいる。彼女らは利尻・礼文島出漁の翌年に朝鮮海へ赴くなど、海を通して容易に「境界」を越えた。「藤川②」で、真偽のほどは定かではないものの、1914(大正 4)年 9 月に膠州湾租借地問題に接して志摩の安乗地区の海女らが、現地に赴き海底の機械水雷を引き揚げる云々と息巻いたという逸話も、海女たちの広域的な地理感覚を示している。

## 2、台湾の男漁民と「海女」

さて、台湾に進出した沖縄漁民と台湾漁民との関係を、改めて考えてみたい。新垣氏は日本統治下でのテングサ漁の担い手として、高い潜水技術を持ち収穫も多い沖縄漁民と、干潮の際に露出する岩場や浅い磯海での採取に止まる本島人(漢族)の「老幼婦女子」、そして潜水する若干の先住民族を想定し、本島漁民は沖縄漁民の技能の高さに「呆然」として、そのインパクトにより台湾女性も潜水漁を営むようになった、と捉えているようだ。潜水域に生育する上質のキヌ草やオニ草は、「潜水技能を有する琉球人の独壇場であった」ともしている。

だが、そうであれば沖縄漁民と本島漁民の漁場は競合せず、紛争は生じるはずがない。また、その時期に台湾の男漁民は、どうしていたのだろうか。私は彼らも、否、彼らこそが、日本統治下における台湾の潜水テングサ漁の主役であったと考える。「老幼婦女子」の対語は「成人男子」であり、彼らは潜水してテングサ漁に従事していたのではないか。基隆庁の方針でテングサ漁が許可制になった時期の 1906 年 5 月 1 日付『台湾日日新報』(新垣論文の資料 16)には、「(寒天草の)採取に従事する琉球人及び本島人は頗る多数なるが本島人の老幼婦女子中には内職と称し許可を受けずして採取をなすもの少なからざる故…」とある。新垣氏はテングサ漁の構図をこの資料から読み取ったようだが、これは琉球人と本島人(台湾人)の男漁民は多数が許可を申請しているものの、本島人の「老幼婦女子」のうち、内職であるからと(「専業」的働きではないことを理由に)、許可を得ずにテングサ漁を行っている者が居ることを問題にしているのだと理解すべきであろう。

先に紹介した『大日本水産会報』でも、明治 38(1905)年に 435 人と、琉球人の 4 倍以上の土人(台湾人)がテングサ漁に従事している様子が見える。同誌の記事では女による漁であ

れば基本的にその旨が記されており、男潜水漁の人数と解して良からう。少し後のことだが、「藤川②」が紹介する1934(昭和9)年の西武夫という人物が作成した統計でも、台湾で海士988名、海女3名と、圧倒的に男潜水漁者が多いことが示されている。

女性による潮間帯の採集と男の潜水漁では、技術の比較対象にならない。男同士で、かつ共に一定の潜水技能を持つからこそ、沖縄漁民の優れた技術に「呆然」とするのである。

別の言い方をすれば、紹介された資料を丹念に読んでも、台湾の女性が潜水漁を営んだ確証は見出せない。沖縄漁民と彼らを率いた日本商人らは、台湾においてテングサの加工法とその商品価値を伝え、そして潜水すれば多くの収穫が得られることを示した。それを見習い、潜るようになったのは、まず台湾の男漁民であった。「台湾の海女(ハイルー)」は、台湾で男潜水漁が一般化し、その後台湾の男から女へと広まることで成立していったという可能性が高いのではなからうか。その場合、いつ、どのような事情で、女性のそれまでの労働(家庭内労働を含めて)から潜水漁への参入という変化が生じたのか、そして東アジア一般に見られる儒教道徳的な観念がどのように影響したのか(しなかったのか)、という検証が必要であろう。

#### 四、漁業実態と漁業権

##### 1、台湾でのテングサ漁の実態

本報告書で紹介されるテングサ漁は、潜水による採集を基本とし、潮間帯など浅海での採集との2つの形態である。日本では、船上から「ガンガリ」「マンガ」などと呼ばれる鉄製の歯を持つ道具を海底におろし、それを曳いて海藻を掻き取る漁や、海岸に打ち寄せられた海藻を拾う(寄り草)もあるが、台湾では見られないようだ。それは潮間帯の規模など漁場形態の違い、あるいはテングサの生育状況の違いに因るものであろうか。

日本のテングサ漁は、寄り草でなければ基本的に潜水が必要な海域で行われる。台湾の「婦女子」によるテングサ採集は、新聞資料では「キヌ草」と表記される「マグサ」ではなく、質の悪いテングサ「小本」(オバクサ)だったのか。だがそれにしては収穫量も収益も、それほど小さくないように思われる。「許⑥」で記されるのは、寄り草ではないか。

本報告書の課題とは外れるかもしれないが、済州島では、歴史的にはホンダワラを中心に畑の肥料に用いる海藻を採る形で海女漁が行われていた(泉靖一『済州島』)。日本の伊豆でも国際商品化する前には、テングサを肥料として収穫していた。それが19世紀以降の価格高騰により、漁業の形態も流通構造も劇的に転換を遂げる。このような陸と海との有機的な連関が台湾では存在せず、テングサはまったくの未利用だったのかも、確認を要する点である。

海藻漁は、収穫後にそれを乾燥させる「干場」の確保が重要であり、地先漁村の土地利用が一定程度求められる。先に確認した通り、1907年に日本・台湾商人による寒天草仲買組合が設立された際、乾燥場と倉庫が設置され、また現在でも卸売業者が乾燥から改良加工までを担当すると言う。これが一般的であれば、台湾の漁業者はテングサを収穫するのみで、その後の下処理、加工は商人に販売された後の工程だったであろうか。この辺りも、テングサと漁民との歴史的関わりの異同という点で重要だろうと思われる。

## 2、台湾における漁業権

海藻漁の方法の違い(方法の少なさ)は、漁業権の実態とも関わる問題かもしれない。

新垣氏は、日本統治以前から台湾では「庄」という共同体を基盤に地先漁業の専有権が存在し、他の住民が参入することは禁じられていたとする。まず、この「庄」という単位は、漢族、先住民(アミ族)ともに有していたのか、それとも漢族に特有の共同体なのだろうか。「齋藤⑤」は、閩南漁民(漢族)と先住民の漁場認識の違いを踏まえつつ、先住民へ配慮した政策基調の結果として「誰もが自由に利用できるオープンアクセスの海」という実態が生まれたことを明らかにした。では、日本統治下時代にはどうであったのか。新垣氏が「庄」の地先漁業権の存在を指摘し、外来者の参入を拒んだというのは漢族側の原則で、先住民との漁場をめぐる緊張関係は存在していたのか、という問題である。つまり沖縄漁民が台湾へ進出した時、漁場の権利をめぐり、近年の先住民と同じ位置づけであったのか、それとはレベルの異なる外的「侵略者」であったのだろうか。

志摩海女が朝鮮半島へ進出した際にも、これに近い構図は存在した。半島沿岸の漁村契では基本的に地先漁業権を有し、出稼ぎに赴いた済州島海女には「磯売り」により漁の権利を一時的に許していた。ここへ「日韓通漁規則」を根拠に進出した志摩海女を雇用する日本商人資本との間で、紛争も生じたのである。未利用漁獲物が対象であればさほど揉めることもないが、そうでない場合、また未利用であっても商品価値が認識されるようになると、当然利害対立が激化する。「オープンアクセス」の海は、誰に、どこまで開かれていたのであろうか。海に面する地域社会＝村や漁村契の持つような権利が必ずしも台湾では確立してはいなかったのは間違いなさそうだが、しかし「海は誰のものか」という問いを発する時、その評価は難しい。

## 3、基隆庁が加えた規制の評価

開かれた海は紛争の発生とともに乱獲の恐れが高く、資源を管理・保護し、有効に活かすためには、何らかの基準、規制が求められる。その点で、沖縄漁民が旧来の慣習を破って海を荒らす状況のなかで基隆庁が1902年に漁の出願制を導入し、漁区や採取期間を制限した政策について、新垣氏も齋藤氏も、「非常に先進的かつ有効なもの」などと肯定的な評価を下している。新垣氏はさらに、日本では1875年に太政官布告で海面官有化と漁業者の借区制を試みたものの、漁民らの反発を受けて廃止に追い込まれた事例を指摘し、それに比較して日本統治下の基隆では実現したのだ、という重要な指摘も加えている。

私も、両氏と同様の感覚を持っている。だがそれが、日本帝国主義国家の侵略的構造のなかで行われたものであることに、いささかの逡巡も覚えてしまう。沖縄漁民と商人の台湾進出は、政府の方針とは一応別個のあくまで民間の商業営為であって、基隆庁が導入した漁場制度は、中立的な立場で海の公共性を示したもののなのであろうか。ただし、基隆庁がテングサ漁の申請時に漁場の独占を禁止したことにより、庄の地先漁業権が事実上否定され、沖縄漁民を含む日本からの「侵略的」進出が制度的に保証されたことは、一応押さえておかねばならないとは思うが。

日本で明治初期に漁業権改革が失敗したのは、それまでの権利を脅かされることを恐れた漁民らの抵抗ゆえであった。彼らはそれまで共同体を単位とする地先漁業権、コモンズの海を利用してきたが、それは同時に地域利害、あえて言えば他者を排除する地域エゴの側

面がある点も、否定しきれない。

海は誰のものなのか。それは海に面した村に限定されず、誰にでも開放された社会全体のコモンスであるべきではないか、という考えもあるだろう。この時期の台湾で発生した漁業権をめぐる課題は、現在の漁業権「改正」にも関わる問題領域のように感じる。

## 五、台湾の海藻食文化

最後に、海藻の食文化について言及したい。台湾の研究者らにより、現在の台湾で海藻がどのように利用されているのか、その詳細が紹介されたことも、本報告書の重要な成果である。特に家庭内での食生活については、外部の者の調査ではなかなか正確な情報を得られにくい。スープや餃子・ワンタンの具、炒め物、和え物などとして、予想以上に多くの海藻が多様な形で食されていることに驚かされた。海藻料理は「日常生活の一部」として定着している(「藍・許⑨」)との指摘も肯ける。

ただ、地域的特質、消費と流通との関係などについての情報が、もう少し欲しかった。つまり、これらの海藻食文化が台湾東北角の地域的特質か、それとも台湾社会一般に見られるのか、またどこまでが本来の伝統的な食文化で、どこからがテングサと同様に沖縄漁民ら日本の「進出」以後の変化なのかを考える、手がかりを得たいのである。部分的には、漢族(閩南人)と先住民アミ族とで利用する海藻の種類が違うとの指摘(「許④」)や、アマリ、フリ、ハバリなどは、海女は販売するものの、「漁家」は自家用として用いるに止まるなどの言及(「沈⑧」)もあるのだが。

日本統治下の沖縄漁民の進出により台湾で潜水テングサ漁が成立し、海藻の「生産」と「流通」の面で大きな変容を生んだ。だがテングサは寒天に加工するべく日本向けに移出される商品であり、台湾は原料生産地という位置づけで、この地での「消費」が期待された訳ではない。そのなかで潜水漁(海女漁)の定着により、海藻の消費にも影響が及んだ経緯も、問題にされるべきであろう。

先に推測したように日本統治下以前にはテングサを利用する食文化がなかったとすれば、テングサを煮出して固めるトコロテンの作り方は、いつ、どのように伝わったのか。ただ、日本のようにトコロテンを麺状にして食する方式は見られず、「石花凍」「石花凍飲」などかたまりで、また飲料として消費されているようだ(「藤川⑩」)。「トコロテンツキ」は台湾に伝わらず、トコロテンの弾力、コシの強さを珍重する日本の食べ方とは異なっているが、これは嗜好の違いなのであろうか。近代以降に流通経済のグローバル化により、「新たな食べ物」がどのように定着していくのか、その過程を探ることは興味深いが、容易な作業ではなさそうだ。

「藤川⑩」で紹介される石花菜の販売戦略に長けた女性は、トコロテンの栄養価と健康に良い効能を列挙するチラシを用意していた。この点で思い浮かぶのは、中国では伝統的に海藻は薬としての利用が中心だとされる点である。日本から近世以降に中国へ昆布が大量に輸出されていくのには、甲状腺系の障害を抱える中国大陸の地で、ヨード分が豊富な昆布が珍重されたのだという説がある(大石圭一他『日本人のための昆布の本』)。その正否はともかく、台湾の特に漢族社会において、テングサを健康食品としてとらえる認識が、あるいはトコロテン食の浸透に影響したであろうか。

これは、19世紀以降になぜ中国で大量の寒天を日本から輸入するようになったのかという、「テングサバブル」に関する根本問題を解く鍵になるかもしれない。細菌培養土としての

利用は、ゼラチンから寒天へと、より優れた商品に転換したわけだが、デザートや高級食材としての利用の場合、それは従来の嗜好を変える新たな食文化が誕生した結果なのか。あるいはそこに「健康によい」というファクターがあり、それは漢民族に共通するものなのか。こうした問題も意識しておきたいものである。

以上のように本報告書の論点は幅広く、「海藻科研」の今後の指針を考えていく上でも、この報告書の検討は極めて有益であった。知的刺激に溢れる成果を生み出してくださった皆様に、改めて心からの敬意と感謝の念を表したいと思う。

(塚本明・三重大学人文学部)

## コメント①:台湾近代経済史研究の立場から

### 1. 台湾近代史における水産業の位置づけ

報告書190頁に「農本主義的伝統の強い漢民族研究」とあり、私自身もそのような研究の一端を担っている者であるが、それは故無いことではない。まず、台湾の産業に占める水産業の割合の小ささについて指摘したい。

産業別有業者構成において、水産業従事者は日本統治初期の1905年には男2.7%、女0.3%であり、統治末期の1940年には男2.0%、女0.3%であった。特に女性は、日本統治期を通じてせいぜい3000人弱しか統計上存在しなかったとされている。ただし、この国勢調査のデータには、おそらく自給的に海藻を採取していた人の数は含まれていないため、実際には統計上の数字より多くの漁業従事者が存在した可能性はある。いずれにせよ、塚本氏から指摘があったように、台湾における海藻漁従事者は、実は男性主体であったのではないかということを想像させるデータである。

日本統治期の産業調査類を見ても、海藻に関しては石花菜以外見るべきものがないとされている(台湾における最大の漁業は、日本統治期に急拡大した鰹漁業であった。さらに伝統的には漁業よりも養殖業の方が盛んだったようである)。報告書では、台湾において様々な海藻が食されていることが論じられているが、それは伝統的なものであるのか、いつ頃から海藻食が台湾に普及したのか、という疑問を持った。

### 2. 台湾の「海女」について

報告書50頁の「日本内地の海女像が、日本統治期に、台湾に流布した」という仮説には、疑問の余地がない。台湾の「海女」という言葉は、日本統治期以降にメディアや研究者によって使用され、広まった言葉なのであろう。それは現実の台湾における、実態としての「海女」(に相当する人々)を言い表す言葉としては、最初から多少なりとも無理があったのではないか、という感想を持った。このように、「海女」が日本由来の言葉であるということが、台湾の「海女」の定義・解釈・語り口に大きな揺れ幅をもたらす要因になっているということが、報告書を読んでよくわかった。

### 3. テングサと寒天の貿易について

報告書72頁の表1「日本統治期台湾におけるテングサと寒天の流通にかんする統計」から考えたことを以下に述べる。

まず、台湾のテングサ採取業の開始時期についてであるが、台湾の石花菜移出が1897年時点で既に相当量ある。台湾が日本に併合された後、日本と台湾の税制が統一されるのが1899年であり、それ以降に台湾経済の日本帝国への包摂が始まる。つまり、それ以前の貿易統計データは、日本統治以前からの継続的な貿易の存在を想起させるものである。また、日本統治以前に中国へもテングサを多く輸出していたようである。1895(明治28)年1月、つまり日本統治直前に行われた参謀本部による調査の内容が記された『台湾誌』には、「石花菜ハ重ニ基隆近海ニ産ス(中略)近來多ク寧波地方へ輸送シ消費極メテ多シ」とある。この記述から、台湾のテングサが中国の寧波に盛んに輸出されていたことがわかる。台湾のテングサ採取業の開始は、日本統治以前に遡ることができると考えられる。

次に、1916年に台湾の寒天輸出額が突如として増えている点も興味深い。何が起こったのであろうか。このような数値変化は綿布の仲継貿易のパターンと類似している。日本統治期の台湾では、島内で消費する綿布を日本から大量に移入していた。しかし、1915・16年頃から急速に中国向けの綿布輸出が増大するようになる。この動きは、台湾で綿布生産が増大したことを意味するのではなく、日本製の綿布が台湾を中継地点として中国に輸出されていたことを示すものである。この例と同様のことが寒天の貿易においても起こっていたのではないだろうか。綿布の仲継貿易が始まったのは、内地－基隆－華南の定期航路の開通や、基隆港の整備拡充によるものであるから、綿布以外の商品にも適用して不思議はない。台湾を中継地点とした流通は寒天にも適用されたのではなかろうか。

第三に、台湾島内での寒天消費の拡大についてである。表中の台湾の寒天移入額マイナス輸出額を寒天の島内消費分だと考えると、1920年代から30年代にかけて着実に増加している。これは台湾において寒天消費文化が生まれたことを反映しているのではないだろうか。しかし、その消費実態は不明である。台湾に住む日本人向けであった可能性もあるため、台湾人の間に寒天の消費文化が生まれたかどうかは検討する余地がある。

最後に、小さな疑問であるが、1919・20年に石花菜移出額が極端に小さくなっているのに対して、寒天輸入額はむしろ増えていることは、どのように理解すればよいのであろうか。他の時期には両者は大体連動して動いている。戦後不況で行き場を失った寒天が台湾に流れ込んだのであろうか。

### 4. テングサ流通組織の形成:帽子との比較

堀内は以前に「植民地台湾における民族工業の形成—製帽業を事例として—」(『日本史研究』556号)において、日本統治期の台湾製帽子(模造パナマ帽)の流通について分析したことがあるが、この台湾帽子とテングサの流通組織の形成過程に類似性が見られる。

共通点は、以下の通りである。

- (1)国際商品として日本統治期に生産が拡大した点。台湾帽子は、欧米向けの輸出商品として1910年代前半に急速に生産が拡大した。テングサはもう少し早い時期から生産が拡大しているようである。
- (2)神戸をハブとして台湾から世界市場へ流通した点。神戸は華僑が多く、日本の雑貨輸出

の中心地であった。台湾帽子は神戸華僑によって集荷され、輸出されたが、報告書73頁の資料3によれば、テングサも基隆から神戸へ輸出され、売り捌かれたという。

(3)内地人が台湾に技術を持ち込んだ点。模造パナマ帽の製造技術は、内地や沖縄から内地人によって台湾に持ち込まれたと考えられている。テングサも潜水技術を沖縄の漁民が台湾に伝えたという。

(4)地方的な特産品である点。帽子は台湾の西海岸北中部限定の、テングサは台湾北部・東北角海岸の特産品である。

(5)国際商品であったため、粗製乱造を防ぐため総督府が移出検査を施行し、品質管理が行われた点。

(6)台湾からは中間財として輸出された点。帽子は台湾からは半製品として出荷され、最終加工は欧米の消費地でなされた。テングサについては、1916年の北海道庁編『販路調査報告書 台湾』に、「石花菜ハ寒天ノ原料ナレトモ、未タ本島ニ於テ精製加工スルモノナク、単ニ乾燥シテ輸出スルモノナリ」(46頁)とあるように、島内には加工する工場はなかったとされている。日本に輸出してから寒天に加工されていた。

次に、相違点は、以下の通りである。

(1)生産者の多様性。帽子は本島人婦女子の家内労働のみによって生産され、原住民や男性はほとんど従事していなかった。他方で、テングサの採集は多様な人々によって担われている。原住民や男性も従事している点が帽子と異なる。帽子編みはあくまでも副業的な位置づけを外れなかったが、テングサ採集が漁民の本業として成立していたのかどうかは興味のあるところである。

(2)流通組織における内地人の関与のあり方。帽子の場合、当初は内地人が関与しようとするがうまくいかず、移出商が漢族系の台湾人に独占されたのに対して、テングサの輸出商は、報告書77頁の資料10に「重なる輸出商人は森山小笹の両商店」「本島人も輸出を試み居れど至って少量なり」(1902年の記事)とあるように内地人商人が中心であった。ただし、その状況がその後も継続していたのかについては、報告書からは読み取れない。

テングサ移出が増加していった1910年代・20年代にも本島人は内地人商人に太刀打ちできなかったのであろうか。また、そうであったとすればそれはなぜか。1917年の『台湾事情』によれば、基隆街の台湾水産株式会社の業務中に「石花菜ノ採取及仲買業」があり、宜蘭街の宜蘭水産株式会社も「石花菜仲買業」を業務としている。これらはともに内地人の会社であるから、この時期にも内地人がテングサ流通の枢要を占めていたようである。流通における本島人の地位が低下するのは、帽子産業と対照的である。この違いの鍵となるのは、琉球人の存在であろうか。報告書78頁や80頁には、琉球人がテングサ漁に参入したことと、基隆庁が政策的に介入したことにより、本島人仲買人を介す必要がなくなり、彼らの地位が低下したと説明されている。帽子の場合は、生産者は台湾人であり、帽子原料の配布や製品の集荷の際には本島人の方がコミュニケーションの点で有利であったと考えられる。テングサの場合、採取技術は琉球人の方が高く、彼らが内地人商人の主な取引相手であったという点が違いを生み出したのではないかと推測する。

ただし、報告書の79-80頁には、基隆庁の介入や仲買組合による統制について述べられているが、これらが実効性を持つものであったかどうかは不明であり、検討の必要があると感じる。というのは、台湾の帽子生産においては、同業組合が生産者に対して職工章を交付し

て、生産者を一定の業者の下に附属させようと試みたが、実際には機能しなかったという事例があるからである。

また、報告書の73頁の資料2に、(寒天草は)「生蕃との交換品にして之れ又土人の手を経て買ひ入る」とあるのを『内地商』が『生蕃』との交換または『土人』から購入すると解釈し、80頁の図10には、内地人仲買人と原住民が直接交換しているとする図があるが、これは本当であろうか。帽子の集荷のことを考えると、内地人が直接集めていたとは考えにくい。「生蕃との交換品であるが、それも土人経由で購入する」と解釈し、生蕃や漢族系漁民が採集し、漢族系商人が集荷して、内地人に販売していたと考える方が自然であろう。

#### 5. 台湾の採藻漁民の「漁場認識」について

報告書133頁によると、台湾の採藻漁民は、日本や濟州島の漁民とは大きく異なり、採藻業は漁業権の枠組みの中には組み込まれていないと考えている。つまり、採藻に関しては誰もが自由に利用できるオープンアクセスの海という漁場認識を持っている。これは、台湾において海藻や貝類の採取が歴史的に重要性を持っていなかったせいではないかと考えた。つまり、これまでの台湾の歴史において、採藻業が大した商業的利益を生んでこなかったことの現れではなかろうか。

そのような漁場認識の下で、新規住民が漁業権を取得するのに長期間かかる日本に比して新規参入が容易な点が台湾の長所であろうと思われる。一般的にいつて、台湾の市場は零細事業者による参入退出の激しい市場構造を有していると思われるが、採藻業においてもその例に漏れないとすれば、そのような台湾の市場構造に対応しうる漁場認識が形成されたのではないだろうか。

#### 6. テングサ価格決定システムの奇妙さ

報告書127頁によると、有力なテングサ卸売業者である張AQがリーダーとなり毎年、関連する業者を集めた会議でテングサの取引価格を決めるという。これは、報告書209頁によれば、「同種と認められたものの内に品質の優劣と価格の高低が連動するような仕組みを作ることを阻止するもの」であり、このようなテングサの価格決定システムが販売者に自由な戦略の余地をつくり出すという。

しかし、そもそもなぜ会議で決められた価格を張AQ以外の卸売業者も含めて皆が守るのであろうか。経済学的には、品質評価が価格に反映される日本のテングサ売買のシステム(報告書210頁)は理解しやすい。それに対して、販売者側が自由に価格の上げ下げをできない台湾の価格決定システムは、報告書209頁において「奇妙な形」と言われる石花菜の売買関係よりもよほど奇妙に見える。このような形の価格決定システムがありうるとすれば、市場への参加者が顔見知りであるか、あるいは少なくとも互いの評価に関する情報を共有できる関係が形成されており、価格協定を破ったものが手痛いしっぺ返しを食らうような仕組みがある場合であろうと考えられるが、実情はどのようなものであろうか。

#### 7. その他の小さな疑問

発表時には時間の都合で省略したが、その他の小さな疑問点を以下にまとめておく。

(1)報告書78頁の資料11に1905年の新聞記事を引いて、少数の独占的な内地商人が「精粗

良否を分ちて価格を定むるが如きことをなさないことを理由に品質が低下したとあるが、なぜそのようなことが生じたのであろうか。また、その状況は永続的なものであったのであろうか。独占的な地位を占めている流通業者であれば、長期的には品質管理を徹底する方向に動くのではなかろうか。

(2)報告書126頁で紹介されているテングサ採取業者の販売方法の違いは興味深い。澳底の漁民は採取した石花菜を自ら加工して卸売業者に販売し、一方で龍洞の原住民は採取した石花菜をそのまま卸売業者に販売している。この違いは何によるものであろうか。

(3)澳底の海女たちが濱海公路沿いで石花菜の小売を始めたのは、2000年代に入ってからであり(報告書199頁)、有力卸売業者の張AQが石花菜事業に参入した時期(報告書192頁)と同じであるが、これは偶然であらうか。張AQの参入により石花菜市场が拡大し、濱海公路沿いの小売も成立するようになったという可能性を考えるのは想像しすぎであらうか。

(堀内義隆・三重大学人文学部)

## コメント②:人類学の立場から

本書は国際常民文化研究叢書のひとつとして出版された、成果報告書である。以下、社会人類学、文化人類学の立場から、さらにはカナダの先住民漁師の研究に携わってきた者としての立場から、感想と意見を述べたい。その前に、人類学における漁民研究の流れを概観する。

### [人類学における漁民研究の流れ]

1960~70年代、日本において生態人類学・認識人類学が盛んになり、人と動植物資源、および生業活動の関わりが積極的に論じられることになった。しかし生態人類学は主としてアフリカをフィールドとする人類学者たちが中心におこなったものであり、結果としてアフリカの狩猟採集民や牧畜民を対象とする研究が中心となった。漁民の研究は、秋道、飯田などをのぞき、ごくわずかしかなかったといえる。

その後、2000年頃になると、ハーディンのコモンズ論をふまえた資源管理の人類学が盛んになる。ここでは漁民を中心に分析が行われた。また同時期、海外ではアクターネットワーク理論(ANT)が生まれ、非人間への注目が高まることとなった。このANTから派生した形で、最近では多自然主義、パースペクティブズム、マルチスピーズ人類学が流行している。

これらは互いに違いはあるが、いずれのパースペクティブも人間中心主義から人間と非人間(動植物やモノ)の関係を検討し、後者を人間と同格に扱う点でANTの影響を受けている。また、生態人類学がおもに生産面を議論の対象としたのに対し、これらの新たな理論では生産と同じくらい加工や流通へ対象を拡大させている。たとえばマツタケが育つには、ありのままの自然が保護されているのではだめであり、人間によって適度に錯乱されている状態が必要である。そのような錯乱された環境(つまり里山)ができないと、マツタケが生育するマツが生えないからである(チン)。

このように、人類学では漁民を扱い得る研究は生態人類学から(たとえば)マルチスピーシ

ズ人類学へと移行しつつあるが、だからといって生態人類学がマルチスピーズ人類学より古くさいと単純に断罪することもできない。マルチスピーズ人類学の日本における第一人者である近藤(近藤・吉田編 2021)は、生態人類学にはマルチスピーズ人類学にはないよさがいまでもあると強調する。私もそれに同意見で、マルチスピーズ人類学は複数のアクターを併置することによる利点はあるが、生態人類学のような「深み」がないように思う。

以下では、各論文についての感想を述べるが、ここで述べた人類学史は最後の総評にて再度言及するだろう。

#### 〔藤川②〕論文

ここでは論集全体を通したテーマ、対象である「台湾の海女(ハイルー)」の定義の難しさについて紹介することで、論集の導入としている。台湾で、海女という語は単に名乗りの問題として片付けられないもので、よくいえば柔軟、悪くいえばいい加減に使われる、いわば構築主義的なタームだと紹介される(人類学は曖昧さに対して寛容である)。そしてこの構築主義的な特性は、実際には韓国や日本の海女の定義にもいえる可能性があるのだと結論付けられる。

続いて気づいた点を挙げる。第一に、「名づけ」と「名乗り」の問題が関係するかと考えた。これは 80 年代の民族論で盛んに言われたことである。また 90 年代に学会誌で特集化された民族イメージ論、観光人類学の議論も関係すると思われる。とくに海女の見世物化について、いわゆる文化の真正性や文化の客体化の議論などはおおいに関係するだろう。これらの点は、「藤川⑩」論文で再度言及される。また「海女でない人」の条件を探ることで海女を特定することは興味深いと考えた。

#### 〔新垣③〕論文

ここでは、構築主義的な方法から海女とは誰かという点に迫る。伝統的に、台湾には女性(と子ども?)が海で海藻などをとっていたが、彼らが海女になるためには琉球人によるテングサ採集のための出稼ぎ、法の整備、技術の伝達などが不可欠だったことが分析される。さらには、植民地主義との関連も結論部で指摘される。

遠慮がちに仮説だと述べているが、非常に説得的に思った。テングサの種類とそれぞれの生態学的な条件と採取技術、価格(価値づけ)の話も興味深かった。

#### 〔許④〕論文

この論文の冒頭で、著者は民俗分類と TEK (Traditional Ecological Knowledge, 伝統的生態学的知識)の問題にふれると述べているが、実際には民俗分類を扱った認識人類学のジャンルに近く、TEK を扱ってはいないように思う。新垣論文の最後にとりあげられた生態学的条件や採取・加工技術などの側面を、フィールドワークからもっと深掘りしようとした論考で、6 つの地域における調査から、さまざまな海藻の民俗分類、各地域の採集場所と加工の仕方についての調査結果が並ぶ。

冒頭では TEK についてもとりあげると著者はいうが、これについては疑問が残る。なぜなら、TEK はその対概念である SEK (Scientific Ecological Knowledge, 科学的生態学的知識)との関係で論じられるものであり、それ故に行政の資源管理政策との関係のなかで論じられ

ることが多いからだ。しかしこの論文では SEK も台湾の資源管理行政も論じられていない。

一般的に、北米をはじめ、多くの狩猟採集をおこなう先住民の TEK の実態をみると、TEK はこの論文でとりあげられているような断片的な知識の集まりではないことが多い。それは神話の形、物語の形を呈していることが多く(例:アイヌのウナギ神話)、だからこそ SEK を駆使する科学者の行政担当者に見向きもされないという問題点がある。では、実際には台湾東北部の住民の TEK はどうなのか興味のあるところだが、この論文ではふれられていない。

#### [「斎藤⑤」論文]

この論文は、台湾東北角のテングサをめぐる生産、加工、流通を一通り論じているが、もっとも特徴的なのは、この論集において漁場認識に注目することで資源管理について集中的に論じた唯一の論文だということである。

漁場認識に関しては、台湾の漁業法と地元漁師の認識の齟齬が指摘されている。実際にはテングサ採集は漁業法の範疇に入っているが、当の生産者たちはみずからの活動する場をコモンズ、オープンアクセスだとみなしており、またそれに対する取り締まりもほぼないという状況であるということであった。この東北角の驚くべき漁場認識の記述は非常に刺激的であった。

ただ、資源管理に関する記述にはいくつかの疑問点があった。「東北角一帯で潜水採藻漁を行う漁民の漁撈行為の問題点を明らかにし、是正するほうがより効果的」、「漁場で行うより畜養センターのような施設で行ったほうがより効率的」、「乱獲を防ぐための漁期の徹底と潜水機の使用ルールや使用できる区域を段階的に見直す(べき)」、「最大の問題は保育区内に限定した漁業規制に限られている」などの説明がその一例である。とくに「畜養センターで繁殖や保育をおこなうほうが効果的」なのはなぜだろうかと感じた。いずれ時間があれば説明していただければと思う。

オープンアクセスの漁場認識が刺激的であった理由は、台湾で資源の枯渇が問題になるのは明らかだからである。この点については将来的に、保護への取り組みを自然科学の論文なども参照しつつ追っていただきたいと希望する。自然科学を追うのは人類学者からすると大変な骨折り作業だが、いまや(マルチスピーズ人類学では)この作業も必須の作業となってしまっている。

なお、低緯度にある地域の論文だからか、気候変動、とくに地球温暖化やその影響についての論が皆無だったのはカナダをフィールドとする者として新鮮であった。

#### [追記]

知り合いの台湾をフィールドとする人類学者からうかがった話だが(石垣直、横田祥子との私信)、台湾でも基本的には北米(や北海道)の先住民と同様、国連で 1990 年代に決議された先住民に関する諸規定にならう政策をとっており、台湾の原住民もいわゆる保留地をもっている(石垣との私信)。なかには土着の地域に住めなくなった原住民もいるようだが、少なくともこの論集に登場するアミ族は、論集論者たちがフィールドワークを実施した東北角を原住の地としているらしい(横田との私信)。

そうである場合、状況的には北米の先住民とそう変わらないことになる。北米では、海域を

ふくむ土地は、まずもって先住民の土地であった(が「条約」によって白人に譲渡された)ことが確認されたのち、彼ら先住民が土着の土地で、伝統的な手法で生活すること(漁撈なども含まれる)を優先する。北海道ではアイヌに同様の権利が認められていないが、理屈上ではほぼ認められているし、現在北米と同様の権利を得ようアイヌによる運動が展開している。同じことはオセアニア(オーストラリア、ニュージーランド)、北欧でも起こっている。

これら地球規模の先住民運動の動向をふまえた場合、この論文で紹介されている資源管理にはいくつかの疑問が湧く。第1に、なぜアミ族の生業権が優先されていないのか。また、アミ族はそう求めているのかどうか。第2に、一般的に、先(原)住民は「自然と共存する人びと」というイメージでとらえられているが(実態はともかく)、アミ族はなぜそのような人びとだと認識されていないのか。あるいは、なぜ彼らはそう「名乗」ろうとしないのか。先(原)住民の世界的な動向を考えると、以後、これらの点にも注目して調査してほしいという願いがある。

[「許⑥」論文、「許・沈⑦」論文、「沈⑧」論文、「藍・許⑨」論文]

海藻の生産と加工、調理およびその物質文化的側面についての詳細なデータの報告。とくにそのデータの分析はないが、データの詳しさは生態人類学や暗黙知研究を志す人の好奇心をもっとも満足させてくれるものになっている。

許論文は生産面の具体的方法が掲載されており、生産ユニットについての言及がある生態人類学的側面がある。ただし生産ユニットを組む人の関係性——血縁か地縁か、上下関係や役割分担はあるかなど——がわかればもっとよいか。

[「藤川⑩」論文]

「よい『石花菜』とはなにか」という問いをめぐり、その生産(とはいってもあまり生産については述べられていない)、加工、流通という幅広い文脈を、ネットワーク論的な手法で分析した人類学的な論文。ある意味で、典型的な(新しい理論を駆使した)人類学的な論文で、台湾の一区画における2地域の1人の卸売り、3人の小売りを事例とした詳細な事例研究。

ANTのように非人間はあまりアクターとして登場しないが、かなりANT寄りの分析だと私はみた。だからこそ生産ではなく流通の分析においていきいきとした描写ができています。また独特の価格決定のシステム(種ごとに決められた、1年変動しない価格)が非常に興味深かった。

AQさんの事例に関する疑問は資源管理の問題である。AQさんは対象地域の石花菜をコモンスとみなして自由にとっていて、それに対する不満を述べる人もいるようだが、このまま野放しにしていると近い将来に枯渇する可能性があるのではないかと、場合によってはすでにその兆候がでていっているのではないかと、危機意識を持った。

3人の小売りの事例分析は「価格が決まっているテングサをどう売するのか」という戦略を描くという点で非常に興味深い分析がされていたと感じる。

「海女」という言葉の戦略的な使い方についての解釈も再度取り上げられており、ある意味で、冒頭の論文(藤川論文1)で投げかけた問いへの答えになっている。やはり民族論やイメージ論的な解釈が「軽く」述べられている。ただし、個人的にはこれくらいの「軽さ」でよいと思う。

若干不満があった部分は、アクター間のジレンマがあっさりしすぎている点である。「誰が

誰に不満をもっている」ということは記述されているが、その不満がどう解決されるのか、解決されず放置されるならその後どうなるかについても言及がほしかった。

また、地域独特の価格決定システムについては、いわゆる資本主義的なシステムも何らかの形で併存するだろうと推測するが、そうだとすれば両者がどう折り重なり、排除し合うのか。

結論部でグローバルなサプライチェーンの問題として扱うべきだろうとの指摘をされているが、まさにそれを将来的に希望したい。

#### [「斎藤⑩」論文]

論文というよりもその名の通り、インタビュー記録。GさんとO家族についての記録が掲載されている。いずれも海女の活動やテングサの加工・流通のバックグラウンドになる生活世界が描写されており、これらの物語は経済活動の占める位置づけを知る上で貴重な資料になる。宗教と経済活動を結びつけるとよりわかりやすかったかという印象を持った。

#### [「安室⑪」論文]

よい意味で古典的な海洋民俗(族)学論文で、マクロな民俗史的見地からアマを見定めようとする試みがされている。ジェンダー分業や商業・自給の区別が曖昧だったところに現金経済が導入され、まず商業的(現金獲得を目指す)男性漁師と自給用採集(と漁)をおこなう女性の分業が生まれる。塚本氏の指摘のようにスペシャリストとジェネラリストの別が発生する。さらにそこに現金獲得を目指す女性が現れるこの女性こそが海女なのだという試論であった。

貨幣経済の影響やマスメディア、学術界の影響から海女が特権化されるにいたった経緯をたどろうとする点は説得性があり、興味深い議論だと思う。その反面、暗黙知研究をかじった人間として、海女の技能を非常に単純化している点は疑問に思った。

また、ここで主張される歴史的視点について、ゼロポイントとなる時期を20世紀半ばにしているかと思うが、より古い時代に商業化を求める可能性や、ジェンダー的視点(男が商業的、女が自給用など)は、三重(鳥羽と志摩)の海女の状況(とくにフナドなど)に対し、どこまで当てはまるのか疑問であるように感じた。

#### [全体評]

- ・資料価値が非常に高い優れた研究。とくに(コロナ禍で)フィールドワークの時間が制限されていたことを考えると尚更である。
- ・ほとんどすべての研究が人類学および民俗学の立場から書かれているが、その意味では台湾の東北角に焦点を当てたミクロな事例研究で、「いかに」ではなく「なぜ」を問う両学問固有の姿勢が貫かれている。
- ・どちらかというと、生態人類学、認識人類学寄りのスタンスで編まれた論集であり、依って立つ理論的枠組みはどちらかというと古典的なものを踏襲していると思われた。しかしだからといって悪いというわけではない。生態人類学的な精密さや深みが多くみられ、興味深く読めた。そのなかで「藤川⑩」論文は唯一 ANT 寄りのスタンスで書かれているような印象を受けたが、ANTと同様、流通の分析に対する強みがあった。
- ・上に生態人類学寄りだと書いたものの、生産面での記述、分析は弱いだらうか。とくに煎本

(1996)と比べると、そう思ってしまう(が致し方ないのだろう)。ただし、加工や調理などに関する記述は非常に厚く、評価すべきである。

・資源管理(コモンズ、TEK/SEK など)への言及は「斎藤⑤」論文のみで、もう少し記述に厚みがほしかった。

#### 【参考文献】

石垣 直 2011 『現代台湾を生きる原住民——ブヌンの土地と権利回復運動の人類学』風響社。

煎本 孝 1996 『文化の自然誌』東大出版会。

チン、A. 2019 『マツタケ——不確定な時代を生きる術』(赤嶺淳訳)、みすず書房。

近藤祉秋・吉田真理子編 2021 『食う、食われる、食いあう——マルチスピーズ人類学の思考』青土社。

#### [参考]カナダの漁業、資源管理について

現在、海での活動は三つに分かれる。1. (商業)漁業、2. 先住民がおこなう自給用のフード・フィッシング、3. スポーツ・フィッシング、である。この三つには明確な優先順位がある。二点目の先住民のフード・フィッシングはほかの二つのタイプより優遇される。ただし、これら3つより優遇されるのが環境保全である。

1と3はライセンスで管理されている。1のライセンスは数が制限されている。3のライセンスはお金を払って得る必要がある。2にライセンスは不要。ただ、先住民が自主的に法人を作ってモニタリングすることが多い。

西岸(太平洋岸)で最初に資源管理の必要性がうたわれたのが1940年代であり、サケの減少がきっかけであった。政府はハーディンのコモンズ論への応答として私企業への管理委託を行った。しかしこれは失敗する。90年代以後、この失敗の反省をふまえて新たな方策が模索された。

1) 日本の伝統的管理がひとつの手本として、2000年頃から話題になった。自然科学者と資源論者により応用の可能性が議論され、CBM(コミュニティベースマネジメント)が成立してきた。コミュニティ単位で日本の手法を応用することを試みる考えである。

2) 先住民をひとつの歴としたアクターとして資源管理に参画させる必要があるため、その方法について資源論と人類学から提言が多数なされる。TEKとSEKの接合の可能性も2000年頃から議論される。

3) 先住民のTEKをSEKにもとづく資源管理政策に利用できない最大の理由は、前者が彼ら独特の世界観をふくむ物語の様相を呈しているからである。科学的知識にとって、必要なのは技術的断片であり、世界観をふくむ物語ではない。

4) ローカルな生態系の回復という目的で、カズノコ産卵の場の開拓(cultivation)が人類学により提唱され、注目されている。

5) これらの議論があるにも関わらず、政府関連省庁の政策はおもに操業時間の規制のみになっている。

(立川陽仁・三重大学人文学部)

## リプライ①(藤川美代子氏)

### 塚本コメントに対するリプライ

私自身は、海女と呼ばれる女性たちや、海女を擁する地域の人々(ここには、さまざまなアクターが含まれ得る)が海女文化のユネスコ無形文化遺産や国の無形民俗文化財の登録を目指すという運動に対して、批判する意図はまったくない。どちらかといえば、そのなかで語られることに研究者がすり寄っているように見えること、すなわち「海女とは日本と済州にしかない固有の文化である」という言説からスタートして研究を進める姿勢は如何なものかという意識を持ち、論じたものである。

また、時間の制約もあり、海付きの村全体、村の生業全体における海女(ハイルー)の生業や生活を捉えるという重要な目的を、報告書の中では果たすことができず、結果として海女(ハイルー)と呼ばれる女性だけを特別視しないという当初の目標が達成できなかったというのは非常に心残りである。たとえば、「海女の仕事は「貼補家用」(家計の足し)のために行く」という現地で聞かれる語り口や、藤川①で引用した王静娥氏の指摘する「男性は小規模な近海漁業に従うしかなく、安定的かつ豊かな収入が得られなかった」「都市から離れた地域では夫の現金収入の不足を補うだけの就労先が発展しなかった」といった、海女(ハイルー)をするようになった理由にまつわるもっともらしい言説について検証するためにも、海女(ハイルー)の夫や夫の父母が何を生業としていたのか、具体的な家計の状況はいかなるものなのかを理解する必要がある。ただ、調査中にそれらの問題意識を持っていたのは事実であり、海女(ハイルー)から「夫はヤリイカ漁などをしていたが、年をとるまで自分の船は持っていなかった」という話を聞いたこともある。

ただし、この語りの意味を正しく理解するための知識が私たちには欠けていたと考えている。現地調査の拠点とした二地域のうちの一つ、澳底には大きな漁港があり、漁会(日本の漁業協同組合に相当する組織)も事務所を構えている。言うなれば、ここは漁業基地である。当然、漁業者も多く存在するのだが、その中で海女(ハイルー)の夫たちはさほど大きな力を持たない漁業者だった可能性がある。これに関連して、1960年代に台湾東部の宜蘭県にある龜山島という漁業を主とする島で詳細なフィールドワークを行なった王崧興氏は、『龜山島—漢人漁村社会之研究』(1967)という民族誌の中で、台湾の漢人漁村で見られる漁業形態について説明している。たとえば、漁船を購入する際に共同で出資した人たちは、出資額に応じて株と漁船を経営する権利を持つ。これに対して、株を持たず雇用される形で船に乗る人もいる。漁獲があった場合、持ち株数に準拠して利益分配がなされるので、株の有無は直接的に収入に影響する。海女(ハイルー)から「夫は自分の船を持たなかった」という言葉を聞いた時に、それでは夫はどのような形態で働いていたのか、収入はどれほどあったのかなど、一歩踏み込んだ質問ができなかったのは、私たちの側にこれらの知識が足りず、重要性を理解していなかったことによるものと反省している。

また、地域的な個別性の検討という意味では、澳底と龍洞の二つ地域における素潜り漁者の位置づけについて比較するべきであったと考えている。たとえば、澳底において素潜り漁をする人はごく限られた地域に居住しており、多くは澳底の中心地からやや離れた海辺から集団で移動してきたという経緯があるようだ。同じ澳底の中でも中心部で生まれ育った人たちは「山頂人」(suann ting lang、閩南語で「陸の人」の意)であり、潜水での貝や海藻の

採集はしないと考えられている。他方、もう一つの龍洞は集落が海沿いにはりつくように位置しており、素潜り漁をする男性も女性もどこか一か所にまとまって暮らしているというわけではない。ここは東北角のテングサ漁にとって中心的な位置を示す地域だが、一方で大規模な漁船はほとんど見られないという特徴を持つ。これら二つの地域は地理的に近接しているが、集落の環境や素潜り漁者の立場・人数・居住地が異なるということに目を向けていけば、東北角内部の地域的特徴を描き出すことが可能になっただろうと悔やまれる。

塚本氏からは、漢人社会において女性が素潜り漁に参入することに儒教道徳的観念による支障がなかったかとのコメントも寄せられた。この点に関連しても、先述した王崧興氏は興味深い見解を示しているので紹介しておきたい。彼によれば、漢人社会の研究は二つの特徴を持つ。一つは実地調査を伴う研究はほとんど農村経済を対象にしているというもので、この視点は私たちの共同研究が持つ問題意識とも通ずる。もう一つは、漢人の社会生活に目を向ける研究の大部分は文献研究に偏っており、いきおいそれは中国の士大夫社会の伝統もしくは彼らが理想とするものを論じるものとなる。したがって、これまで漢人社会研究で描かれてきた伝統的な道徳観とは、数の上で大部分を占めるはずの庶民のものを正確に反映しているとは言えず、とりわけ漁民のような非農耕型の生業を営む人々の実際の価値観や道徳観を映し出してはいないというのだ(王崧興 1967『亀山島—漢人漁村社会之研究』p.1-2)。台湾漢人社会において女性の素潜り漁がいかになまざされてきたのかについて考える際にも、王崧興氏による後者の批判は十分に意識する必要があるだろう。

女性が潜水することを特別視しないことの是非について塚本氏より指摘があったが、私自身は、「海女」というものの捉え方について安室知氏に近い立場にあると考えている。ただし、塚本・立川両氏からのコメントを受けて、素潜りで深く潜って貝や海藻を探して採集するという技術を、磯で歩いて貝や海藻を採ることの延長線上で考えるという点については、改めるべきだと感じた。これは、高い素潜り漁の技能のあり方に対する敬意の不足を示すものに他ならないからだ。とはいえ、素潜り漁をするという点に関して男女を区別し、海女を特別視する必要性については強い疑問を抱いている。たとえば、生計を立てるということを考えると、素潜り漁については、男性であろうと女性であろうとそれを専業にするのは難しい。漁獲対象が季節に左右される、一日に何時間も潜れないといった理由も、男性と女性に共通するものである。また、そもそも漁業者は時期によって多様な手法を用いて漁を行なうことが多く、家庭内で見れば漁業以外に農業やその他の生業との組合せが不可欠だ。そのような意味で、漁業者というのは性別に限らずおしなべてジェネラリストであると言えるのではないだろうか。

#### 堀内・立川コメントに対するリプライ

堀内・立川両氏から、「同種・同一価格」を基本として産地での販売価格が一定期間固定され、産地の販売者側が価格を自由に上げ下げできない台湾のテングサの価格決定システムが奇妙であるとのコメントをもらった。堀内氏の指摘のとおり、商品の品質に対する評価が販売・買取価格に反映される日本のテングサ売買のシステムは理解しやすい。正直なところ、経済学や市場システムの知識に疎い私には、他の商品の価格決定システムと比べた時に両者をいかに評価すべきかを考える術がない。しかし、これからの自身の研究に向けて備忘録的に申し上げておきたいことがある。一昨年、学生たちと愛知県西尾市一色町のウ

ナギ養殖について調査した時に、台湾のテングサと似通った価格決定システムに出くわした。一色町内には多数のウナギ養殖業者がおり、漁業協同組合を組織している。漁協の組合員は、シラスウナギの多寡や仕入れ価格、他の産地の販売価格、前年の生産量から推測されるウナギ加工品の在庫状況などを踏まえて、年に数回のペースで卸売価格を決定し、同じ期間内であれば、同じ一色のウナギ漁協を通して出荷される同じサイズのウナギは、同一価格で販売されることになる。ウナギは2本で1kg(「2P」と呼ばれる)、3本で1kg(3P)、4本で1kg(4P)というようにサイズが分けられているが、どこの養殖業者が育てたウナギであっても、そしてウナギの状態がどのようなものであっても、同サイズは同一価格として扱われる。ただし、状態の悪いウナギを出荷すると信用にも関わることから、漁協は各養殖業者から運ばれてきたウナギを厳しい目で選別するという。これに対して、台湾のテングサ価格決定システムには漁協のような組織が絡むことはない。テングサの卸売に従事する人たちが会議で価格を決定するという話は聞いたが、協定があるのか、協定を破って販売価格を自由に調整すると何らかの罰則があるのかは把握できていない。また、産地の販売者たちは決定された価格を守っていると主張しているが、それは建前に過ぎないのかもしれないという点も含めて、より深く理解する必要があるだろう。

(藤川美代子・南山大学文学部)

## リプライ②(新垣夢乃氏)

新型コロナウイルスの影響は大きかった。共同研究において資料収集と資料分析を担当したため、現地の情報は齋藤、藤川両氏任せ、資料についてお答えする。

一番大きな関心を持っていたのは、植民地における漁業制度がどうなっていたのか、という点でしょう。資源管理の面で基隆庁の定めた漁業制度は機能的であるが、それが植民地で行われたことは問題。そのため、「肯定的」に評価しているのではなく、まだ評価しきれていないのが現状。

沖縄人が何故押し出されたか、という問題は、沖縄県の漁業行政や沖縄県の経済状況、商人との関わりがあった可能性はあるが、まだわかっていないというのが現状である。

法整備の方は不明である。何故台湾でこんなことができるのか疑問に思う。韓国の事例や朝鮮半島の事例はあるのか、基隆の規模でそれは可能なのか、つかめないでいる。

(ここで、日本統治下における地方行政区・基隆庁の権限、台湾総督府との関係についての質問あり)

台湾併合は1895年、台湾でも日本と同じ漁業法を使うようになったのが1924年、約30年曖昧な時期がある。台湾に日本の法律は適用されないが、一方日本では地域・村の慣行を尊重するという考えの下で漁業が営まれていた。つまり、近代的な科学にもとづかない漁業であった面がある。だが、台湾の基隆では科学的な面をもつ漁業制度があった。ある意味、日本の官僚は自分たちの理想を台湾で叶えたともいえる。言い方は悪いが植民地のモダニズムとも考えられる。しかし、これは台湾人にとってはどう捉えられたのかは大きな問題である。

一方で、台湾在地でテングサ漁がどのように行われていたのかのみならず、漁業権がどうなっていたのかについては、余り研究がされていない。植民地期前の状況も分からない。おそらく中国の漁業権研究でもそれほど進んでいないだろう。分からない部分は多い。

[石川亮太氏発言]

朝鮮では韓国保護国期の末期に韓国漁業法が成立する。1909年に日本人主導で作成された、専用漁業権を置かない法律であった。なぜそうしたか。農商務省水産局長を長く務めた牧朴眞は、朝鮮では慣行的な漁業権、沿岸漁場が公権力の分与対象であったが、このままでは日本の江戸時代からの封建的なものになってしまう、として専用漁業権を作らなかつた、と述べる。1911年に漁業令(朝鮮総督府の権限で決められる政令)が公布されると、ここでは専用漁業権という名前ではなかつたが、地付の漁業権を設定し、届け出させるかたちに変化した。この転換期には抵抗があつただろう。しかし誰が抵抗したか、漁民か、あるいは朝鮮王朝時代の権利所持者か、調査はこれからである〔石川注:牧の発言の出所が確認できず、記憶違いの可能性がある。韓国漁業法と朝鮮漁業令の違いについては小岩信竹「近代朝鮮の漁業制度展開と日本人の韓海出漁」『東京国際大学論集(経済学部編)』45号、2011年など〕。

この事例は台湾の例と合致するところもあり、日本の官僚はあまり地元漁村に対する漁業権を認めたくなかつたのではないかという推測がなりたつ。日本(「内地」)でも、当時の漁政官僚は、それを望ましいものと考えていなかつたのではないか。台湾や朝鮮の事例を比較検討すると明らかになる部分もあるのではないかと感じた。

[新垣夢乃氏返答]

1924年に日本の漁業法が台湾に適用されると、日本と同様に専用漁業権が台湾でも認められるようになる。すると1924年以降、台湾の専用漁業権であるにもかかわらず、その権利を沖縄県在住者が有するというような不思議な現象も見られた。なぜこのような現象があるのかを明らかにすることで植民地期の台湾の漁業権の実態の一端がわかるかもしれない。

沖縄の寄留商人の中で、1910年代に尖閣諸島の開拓を始めた古賀商店という寄留商人がいる。その家に嫁いだ古賀花子氏のインタビューには、「家にはいつもテングサがいっぱい積まれていた」という記述がある(新崎盛暉『沖縄現代史への証言』下巻、沖縄タイムス社、1982年:126-127)。沖縄では産出されていないのにどこから持ってきたのであろうか。中国に持って行っていたのか、推測の域を出ない。

日本・台湾間のネットワークにおいて、沖縄の人たちとのつながりはどうなっているのかという疑問も持っている。テングサは経済規模は小さいかもしれないがそれによって動く人、物からは様々なことが見えてくるのではないかと思い、調査したいと考えている。

(新垣夢乃・跡見学園女子大学)

### リプライ③(齋藤典子氏)

まず、新垣さんに一つお伺いしたい。基隆庁の成り立ちに、清朝時代の台湾統治は影響しているのでしょうか。庄の成り立ちがどうも日本統治以後に作られたものではないような形に思う。台湾総督府の政策について、おそらく 1910 年以前までは武官を中心とする軍事行動を全面に押し出した強硬な統治政策が取られ、1910 年頃に台湾本島人による最後の抵抗運動が起こった。後藤新平が特別統治主義に基づく台湾政策を始めたのが 1920 年あたりであるらしい。よって、庄は清朝時代の名残なのかと考えたが、どうお考えか。

[新垣]

新聞記事の中に「庄」と出てきたため、当時使用している語である。植民地時代には呼び方が変わっているが、単位としては存在した。

[堀内]

「庄」は最初から最後までである。小さい単位から次第に合併して大きくなっていった。

[新垣]

ある意味で、日本の村と同じ村の形が見られた。日本統治期初期から庄が地先漁業権を持っていた。よって、庄という単位は小さな村と考えてよいのではないか。清朝時代の実態はわからない。しかし、日本統治時代に急にできたのではなく、昔からあったと考える方が自然であろう。

[齋藤]

調査では、台湾の潜水漁民(男女含め)の漁労方法、漁獲の種類、漁場の利用について関心を持っていた。

一番足を運びたかったのは、蘭嶼島のタオ族がいる場所である。この地は鳥居龍蔵が樺太探検の前に行った場所である。タオ族の海洋文学作家であり、人類学も学ばれたシャマン・ラポガン氏の『大海に生きる夢―大海浮夢』を読んでから、台湾の先住民族のうち、唯一、漁を基礎とした文化を持つタオ族に非常に興味を持っていた。現地の先住民がどのように海洋資源を獲り、どの様に分配するのかということと、東北角の漢族の人たちとの海洋認識の違いを調査比較したかった。しかし残念ながら蘭嶼島は一回しか行けなかった。

歴史的観点から論じた新垣氏に対して、私は参与観察と聞き書きによって論じている。海女の G さんは 1920 年代の話をよく母から聞いていたそうである。彼女によれば「日本統治時代は基隆庁が発行する許可証が必要だった。入漁期も明確に決まっていた。日本の管理政策が 1920 年代には敷かれていた」そうである。

(石川氏が指摘した韓国との比較について)日本の明治漁業法が 1910 年に、また 1929 年には朝鮮漁業令が成立した。朝鮮漁業法は日本の明治漁業法をもとにした可能性が高いが、韓国側は認めていないという話が、「日刊みなど新聞」に掲載された小松正之氏の「進む韓国の漁業と法制度」の中で述べられている。1920 年代は台湾でも日本の明治漁業法に則った政策がとられていたのではないだろうか。そしてそれがなし崩し的に守られなくなっていったのではないかと推測している。現在、台湾では地先の海での採藻、採貝は漁業法で定められている。それは漁業権を持つ人のみに与えられた権利であるはずである。

しかし、私が聞き書きした澳底と龍洞の漁民たちの漁場認識は、自己判断に基づくものであった。ただ、話を伺った全ての人が漁業権を持っているかどうかは、わからない部分もある。

許先生のお話によると、137 頁の図にある水産動植物繁殖保育区の中でとってはいけないことを台湾人は知っていて、ちゃんと守る。だが、それ以外の場所は自由に取るそうだ。このような考えは多くの台湾人が共通して持っているとのことであった。

本稿で事例に挙げた 3 人は、漁業権を持ってないと考えられる。夫婦で漁場移動をしている夫婦は、もともと夫は九孔を養殖する仕事をしていたところ、時流の流れで廃業し、漁場移動しながらあらゆるものを採るようになった。彼らは養殖業を行っていた際は漁業権が必要である事を認識していたが、採藻・採貝に漁業権が必要だとは考えていない。その理由を聞くと、採藻・採貝漁は政府にとって税金を取り立てる様な大した金額ではないので、漁業権は必要ないと考えている様である。

澳底のおばさんたちは漁場移動をしない分だけ、移動するアミ族の人たちを迷惑だと思っている。先住民族の評価について立川氏のご指摘があったが、これは私自身の考えではなく、彼ら彼女たちの本音である。

みんなの海だから受け入れるべきという考え方の人々は、オープンアクセスの海と捉えている。しかし人によって、その経済活動と結びつく部分において利害関係が生じる。東北角に住む漁民の間でも意識はバラバラである。

漢族の先住民族への強制移住政策は、清朝時代からとられていたようである。それに拍車をかけたのが日本統治以降、特に 1915 年に最後の本島人の反乱が起きて以降の日本による植民地政策の強化であった。中華民国政権になり、土地や海面を奪われた先住民族があちこちに流入してきたため、東北角に居住する漢族にとっては、先住民族がやるから自分たちも自由にやりましょうという、オープンアクセス的な考え方を取らざるを得なくなってきたのではないかと私は考えている。

漁場管理の在り方が形骸化する台湾と、地域共同体が漁場管理をする日本や漁村契を中心に海女会が絶対的な既得権益を維持した漁場管理を行う韓国濟州島や機張を比較すると、「共同漁業権漁場」で漁場規定に従って採藻・採貝することが、今後の海洋資源の保護と維持を図る上では重要ではないかと考える。

## [追記]

(塚本コメントに対して)

日本統治下における台湾の潜水テングサ漁の主役は、台湾の男漁民であったのではないかと推測されるが、台湾東北角に住む漁民がテングサを獲る方法は、潜水漁ではなかったのではないかと私は考える。なぜなら、この一体の地形は、遠浅の海ではなく、切り通しの断崖が連なる一角に、狭小な浦があるからである。そして、現在の漢人たちの潜る様子を見ると、岸から 100m 以内の水深 4-5m 辺りで潜っており、一息の長さも 30 秒という事である。圧倒的に濟州島の海女や志摩の海女と違うのは、その潜水する深さと、息の長さだと考えている。

(堀内コメントに対して)

採藻者から買うテングサ原藻の買取価格を、東北角一帯の仲介業者間で協定を結び一律化し、さらに東北角以外の仲介業者、あるいは小売業者への卸売価格も一律化する背景には、台湾の石花菜の 70% 近くを卸すと豪語する張 AQ が市場を寡占化するための戦略だと考える。

張 AQ の乾燥テングサ 1 斤あたりの利益額は、90 元～107 元と、決して多い金額ではない。しかも張 AQ は「晒し」と「改良」も行うので、労働対価から考えると決して旨味のある商売とは思えない。しかし張 AQ のように自前の採藻者を多人数抱え、毎年、大量に石花菜を商う業者にとって、卸売価格を安くする事で薄利多売が容易な上、確実に利益回収ができる。また、買取り価格も一律化した事で、龍洞に住む他の卸売商間で起こり得る原住民からの買取り価格競争も回避でき、石花菜原藻の確保が容易になったと考える。つまり、手広く石花菜を商う卸売商にとって、一見、不利とも思える価格の一律化は、東北角のテングサ流通システムを構築する上で重要かつ、張 AQ のビジネスにとっては大変有利な協定だと考える。(立川コメントに対して)

台湾政府の政策については、「誰もが自由に利用できるオープンアクセスの海」という台湾人の海洋資源利用の実態に際し、資源の枯渇化は自明だと考え、台湾の海洋政策に対する私の提言として記述した。

現行の中華民国「漁業法」では、採藻・採貝漁は申請先の漁会が管理する「専用漁業権」漁場区域内でしか入漁できない規則がある。しかし、漁場移動、漁期違反、潜水器の使用という漁撈行為の問題があり、その理由として、聞き書きをする中で、漁民がそのルールを知らないのではないか、更に「漁会」が指導をしていないのではないかと思われる発言があった。そのため、「漁撈行為の問題点を明らかにし、是正する方がより効果的」と記した。

厳しい規制を嫌う漢人が原住民との軋轢を回避しながら、現行のまま漁を続ける状況なら、元々養殖業が盛んな台湾においては、希少種になったウニなどは畜養センターで行う方が資源管理をしやすいのではないかと考える。なお、日本の下田市須崎地区では、網にかかった稚エビは漁協の畜養センターで大きくしてから、放流している。

資源の取り尽くしを避けるためには、漁場区域を「休耕田」のように休ませるために入漁区域を変えて行く方法があるように思う。一例として、濟州島の牛島での聞き書きでは、そのように行っているとのことだった。また蘭嶼島では、住民の海洋資源利用の公平を図るために、利用できる漁場を住民間で順繰りに廻す事をしているという。

台湾政府の海洋資源の保護政策が、保育区内に限定して漁業規制を行っていることが散見される。採藻・採貝漁に関しては、「漁会」の機能が日本や韓国のように働いていないだけでなく、共同体内での取り締まり行為は希薄だと感じた。

気候変動や地球温暖化の影響で、鮑の餌になるカジメが全く生えていない状況が下田市須崎地区では、3、4年続いている。その理由として魚による食害も考えられるが、台湾東北角では、鮑は採っておらず(生息していないのかもしれない)、また台湾で「匏」と認識される「九孔」(日本のトコブシに近い)は、養殖のため、気候変動や地球温暖化の影響については、よくわからない。

基隆市近郊、社寮島の原住民が居住する一角には、伝統芸能や文化の実演や生活様式が学べるセンターがあり、政府の原住民保護姿勢をアピールしている。しかしテングサや海藻を採る漢人たちの本音は迷惑者扱いであり、台湾の中で原住民と漢人(本省人、外省人)の対立構造や差別の歴史を、調査を通して感じた。

(齋藤典子・東洋大学人間科学総合研究所客員研究員)

## [質疑応答・討論の記録]

各氏のコメント・リプライ後を含め、参加者との間で随時質疑応答、討論が行われた。その概要は以下の通りである。

沖縄漁民の台湾進出と漁業権との関係をめぐり活発な意見・質問が出され、新垣氏から、オープンアクセスではなく届出制だが、技術面で優れていた沖縄漁民には優先的に認めていたのではないかと。沖合で潜る沖縄漁民は磯漁の台湾漁民と競合しないとの指摘に対しては、自分たちの地先の海を侵されているという意識はあっただろうが、今後の検討を要する、との返答があった。

テングサの植生を考慮すれば、台湾漁民の磯での海藻漁は「寄り草」ではないかとの指摘があり、気象状況や海流による変化、伊豆や台湾での寄り草採集や質についての事例紹介もあった。

台湾の男の潜水漁と海女との関係を巡って、新垣氏は台湾東北角では男も潜るものの女性の方が目立つ、澎湖諸島では男女半々くらいではないか。台湾の海女(ハイルー)の成立は、論文では背景として叙述したが、戦後生まれの女性からは父親に教わったとの証言を得ており、男性を介していたと思われる。また、植民地時代の新聞投稿に「琉球海女」の言葉が見られ、沖縄女性漁民が参加し、女性から女性への伝播もあったかもしれない、などのコメントがあった。

これに関連し小暮修三氏から、沖縄に海女が存在しないという見解に対して意見が出された。漁協を通した調査では集計されていないが、自家消費用に潜って魚介を採る女性は沖縄に居る。新潟や瀬戸内海でも同様の事例が認められる。海女とは何なのか、何をもって海女と規定するのかが問われている。だが、こうした沖縄の「海女」たちが台湾に赴き潜水技術を伝えたかは別問題で、そのレベルの漁民が台湾に行くのかが問われた。新垣氏は、明治 23 年の『沖縄県統計書』を見ると、漁業者が男性のみの地域がほとんどだが、沖縄本島東海岸にある平敷屋、浜比嘉、津堅などでは男女拮抗、もしくは女性の方が多い。基隆へ出漁したのはこの東海岸の漁民であり、沖縄のなかでも海に親しんできた女性が多い地域だったといえる。また、台湾は出稼ぎ人の拠点ではなく定住村になり、現在でも沖縄系の人が残っていること、漁獲物は特に限定されず何でも採ることなどの補足説明があった。沖縄と台湾の海の自然環境や漁獲物についての情報交換もなされた。

日本、韓国、台湾で漁業権のあり方が異なるのは、海と住民との関わり方の違いなのか、台湾と中国、沖縄と日本との関係、特に民族の規定性についての問題も出された。関連して、台湾は地域により民族ごとの比重や儀礼習俗も異なるという指摘があった。

食文化をめぐって、現在のレストランでは台湾と中国で同じようなものが見られ、食材は一緒であるが、調理の仕方は漁民特有ではないかとの指摘があり、民族と食文化は直結せず、民族単位で食文化を考えるのではなく地域特性の違いを確認すべき、などの意見も出された。

関連して齋藤典子氏からは、台湾では健康意識、あるいは宗教的理由で、素食＝ベジタリアンの食事が非常に多く見られ、高級素食レストランでは寒天が多く使用されている。東南角では多様な海藻が用いられており、日本人よりも海藻を食べているのではないかと、との指摘があった。

台湾で寒天がどのように利用されたのか、食用以外に工業的利用がないのかが問題となった。堀内義隆氏は、ヨーロッパのように細菌の培養土には使わなかっただろう。ガラス板を作る時など、工業利用はあったかもしれないが、食用ではないだろう、とのコメントがあった。

日本から中国へ大量に輸出される寒天の用途についても、中国経由でヨーロッパへ輸出された可能性、食文化以外の用途のほか、1920年代に都市化が進み人口が増加し、それまで上流階層の人々が食べていたものが広がったために消費が増えたのではないかと、などの意見が出された。

台湾の石花凍をめぐって、日本のところてんとの異同、名称の違い、また『本草綱目』に宋代中国からところてんが伝わったという記述があることの指摘、一方でそれは高価なものであり、大衆化したのが19世紀に発生した現象だろう、清代の沿岸部の都市化で発生したものでないか、などの意見も出された。

このほか、『大日本水産会報』の上海の記録中に昆布の流通に関する情報が記されており、テングサなど他の海藻の記事もあるのではないかと、昆布については薩摩藩の密貿易で中国に昆布食が広まったとされるが、その要因、経緯が課題だ、との発言もあった。

以上、十分な討論時間が確保できなかったが、沖縄を通して東アジアの漁業文化を考える視点、海女をどう規定するか(自家消費用の採集・潜水漁の位置付け)、男女漁民の分業関係、食文化の広がり方など、多岐にわたる論点と多くの課題を共有することができたと考える。

#### [附記]

本研究会は、2022年度科学研究費基盤研究(A)(一般)「19世紀以降の東アジア世界における海藻の生産・流通・消費に関する総合研究」(課題番号:22H00018)の一環として行ったものである。参加者は15名(うちオンライン参加3名)、12時から16時まで、三重大学教養教育棟4号館508教室にて開催した。

なお、塚本の論評部分には、2022年度科学研究費基盤研究(C)(一般)「近世社会における海と山の生業の有機的連関についての研究」(課題番号:18K00960)の成果を一部含んでいる。

(塚本明)